

議案第四四 號

職員の勤務時間に関する條例制定に於いて

職員の勤務時間に関する條例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿八年正月廿八日

議長 天野 廉三



職員、勤務時間に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)第二十四条  
第六項の規定に基き、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めることと目的  
とする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、一週自に於いて四十時間を下りず、四十八時間をこえ  
ない範囲内において町規則で定める。

第三条 任命者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項の規定する勤  
務時間により難いものがあるとき、前項の規定する時間の範囲内において、前項の町規則で定められた勤務時間を変更することと  
する。

第四条 前二項の規定する勤務時間の制は、任命者が月曜日から土曜日までの六  
日間に於いて行ふものとする。但し、特別の勤務に従事する職員については、こ  
の限りでない。

(勤務を要しない日及び休憩時間)

第五条 日曜日は勤務を要しない日とする。

第六条 任命者は、一日の勤務時間が六時間をこえる場合において、四十五分、八時  
間をこえる場合においては、一時間の休憩時間を定め、その指定の勤務時間の  
念中に置かなければならない。

三 勤務時間の特殊性により、第一項又は前項の規定により難いときは、任命権者は勤務時間を要しない日又は休憩時間につき別段の定をすることができ、

(休憩時間)

第四条任命権者は、所定の勤務時間のうち、休憩時間を置くことができ、

(非常勤職員の勤務時間)

第五条非常勤職員の勤務時間は、任命権者が定める

(この条例の施行に同じ必要な事項)

第六条この条例の施行に同じ必要な事項は町規則で定める。

附 則

- 一 この条例は公布の日から施行する
- 二 町条例の適用に同じ必要な事項(昭和二十八年三月町条例第五号)中職員の勤務時間向に同じ必要な事項は廃止する。